

当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 指定障害福祉サービスの給付の対象となるサービス

◆サービスの概要

①身体介護 入浴、排泄、食事等の介護をします。

- ・入浴介助 入浴の介助又は入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などをします。
- ・排泄介助 排泄の介助やおむつの交換を行います。
- ・食事介助 食事の介助を行います。
- ・体位交換 体位の交換を行います。

②家事援助 調理、洗濯、掃除、買い物等のお世話をします。

- ・調理 ご利用者の食事の調理をします。
- ・洗濯 ご利用者の衣類等の洗濯を行います。
- ・掃除 ご利用者の居室の掃除を行います。
- ・買い物 ご利用者の日常に必要な物品の買い物をします。

(預金の引き出しや預け入れは行いません。)

③重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排泄・食事等の介護サービスや、調理・洗濯・掃除等の家事援助その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。

④行動援護

利用者が行動上著しい障害があつて、常時介護を要するご契約者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護及び外出時における移動中の介護を行います。

⑤福祉専門職員等連携加算において、社会福祉士等との連携にご利用者の特性に応じたより障害者の自立を促進する視点に立った居宅介護計画の作成と評価に取り組みます。

◆サービス利用料金（居宅介護）

居宅における 身体介護及び 身体介護を伴う 通院介助	30分未満	255単位
	30分以上1時間未満	402単位
	1時間以上1時間30分未満	584単位
	1時間30分以上2時間未満	666単位
	2時間以上2時間30分未満	750単位
	2時間30分以上3時間未満	833単位
	3時間以上	916単位に30分を増すごとに83単位加算
身体介護を伴わ ない場合通院介助	30分未満	105単位
	30分以上1時間未満	196単位
	1時間以上1時間30分未満	274単位
	1時間30分以上	343単位に30分を増すごとに69単位加算
家事援助	30分未満	105単位
	30分以上45分未満	152単位
	45分以上1時間未満	196単位
	1時間以上1時間15分未満	238単位
	1時間15分以上1時間30分未満	274単位
	1時間30分以上	309単位に15分を増すごとに35単位加算
初回加算	1月につき200単位を加算	
利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）	1回につき150単位を加算	
夜間もしくは早朝の場合、又は深夜の場合	夜間もしくは早朝の場合	25%加算
	深夜の場合	50%加算
特定事業所加算（Ⅱ）	10%加算	
緊急時対応加算（月2回を限度）	1回につき100単位を加算	
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月につき+所定単位×27.4%で算定した金額	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1月につき+所定単位×7.0%で算定した金額	
福祉専門職員等連携加算（90日の間、3回を限度）	1月につき+所定単位×7.0%で算定した金額	
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき+所定単位×4.5%で算定した金額	
特別地域加算	15%加算	

(重度訪問介護)

1 時間未満	1 8 5 単位
1 時間以上 3 0 分未満	2 7 5 単位
1 時間 3 0 分以上 2 時間未満	3 6 7 単位
2 時間以上 2 時間 3 0 分未満	4 5 8 単位
2 時間 3 0 分以上 3 時間未満	5 5 0 単位
3 時間以上 3 時間 3 0 分未満	6 4 0 単位
3 時間 3 0 分以上 4 時間未満	7 3 2 単位
4 時間以上 8 時間未満	8 1 7 単位に 3 0 分を増すごとに + 8 5 単位
8 時間以上 1 2 時間未満	1, 4 9 7 単位に 3 0 分を増すごとに + 8 5 単位
1 2 時間以上 1 6 時間未満	2, 1 7 2 単位に 3 0 分を増すごとに + 8 0 単位
1 6 時間以上 2 0 時間未満	2, 8 1 8 単位に 3 0 分を増すごとに + 8 6 単位
2 0 時間以上 2 4 時間未満	3, 5 0 0 単位に 3 0 分を増すごとに + 8 0 単位
利用者負担上限額管理加算 (月 1 回を限度)	1 回につき 1 5 0 単位を加算
夜間もしくは早朝の場合、又は深夜の場合	夜間もしくは早朝の場合 2 5 %加算
	深夜の場合 5 0 %加算
初回加算	1 月につき 2 0 0 単位を加算
特定事業所加算 (Ⅱ)	1 0 %加算
緊急時対応加算 (月 2 回を限度)	1 回につき 1 0 0 単位を加算
福祉・介護職員処遇改善加算 I	1 月につき + 所定単位 × 2 0 . 0 %で算定した金額
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 I	1 月につき + 所定単位 × 7 . 0 %で算定した金額
行動障害支援連携加算 (3 0 日の間、1 回を限度)	1 回につき 5 8 4 単位を加算
特別地域加算	1 5 %加算
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	1 月につき + 所定単位 × 4 . 5 %定した金額

(行動援護)

3 0 分未満	2 5 8 単位
3 0 分以上 1 時間未満	4 0 7 単位
1 時間以上 1 時間 3 0 分未満	5 9 2 単位
1 時間 3 0 分以上 2 時間未満	7 4 1 単位
2 時間以上 2 時間 3 0 分未満	8 9 1 単位
2 時間 3 0 分以上 3 時間未満	1, 0 4 0 単位
3 時間以上 3 時間 3 0 分未満	1, 1 9 1 単位
3 時間 3 0 分以上 4 時間未満	1, 3 4 0 単位
4 時間以上 4 時間 3 0 分未満	1, 4 9 1 単位
4 時間 3 0 以上 5 時間未満	1, 6 4 1 単位
5 時間以上 5 時間 3 0 分未満	1, 7 9 1 単位
5 時間 3 0 分以上 6 時間未満	1, 9 4 0 単位
6 時間以上 6 時間 3 0 分未満	2, 0 9 1 単位
6 時間 3 0 分以上 7 時間未満	2, 2 4 0 単位
7 時間以上 7 時間 3 0 分未満	2, 3 9 1 単位
7 時間 3 0 分以上	2, 5 4 0 単位
初回加算	1 月につき 2 0 0 単位を加算
特定事業所加算 (Ⅱ)	1 0 %加算
緊急時対応加算 (月 2 回を限度)	1 回につき 1 0 0 単位を加算
福祉・介護職員処遇改善加算 I	1 月につき + 所定単位 × 2 3 . 9 %で算定した金額
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 I	1 月につき + 所定単位 × 7 . 0 %で算定した金額
利用者負担上限額管理加算 (月 1 回を限度)	1 回につき 1 5 0 単位を加算
特別地域加算	1 5 %加算
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	1 月につき + 所定単位 × 4 . 5 %定した金額

- ・サービスに要する時間は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ・サービスの利用時間は、実際に要した時間ではなく、居宅介護計画に基づき決定されたサービス内容を

行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付体系により計算されます。

- 二人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、それぞれの訪問介護員が行う指定居宅介護等につき所定額を算定します。
- 給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 指定障害福祉サービスの給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用金額がご利用者の負担となります。

- 指定障害福祉サービスの給付の支給限度を超える居宅介護サービス
指定障害福祉サービスの給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際して要した交通費として37円/kmの費用をご負担していただきます。

(4) 利用料金のお支払い等

前記(1)～(3)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので翌月の末日までに次の方法によりお支払いください。

ア. 金融機関からの引き落とし

ご利用できる金融機関：郵便局、ごしょがわら市農協、みちのく銀行、青森銀行、青森県信用組合
あおもり信用金庫

イ. 指定口座への振込み

郵便局の指定された口座へ振り込んでください。手数料無料の振替用紙を差し上げますのでお申し付けください。

(5) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定期間の前に、ご利用者の都合によりサービスの利用を中止又は変更若しくは新たなサービスを追加することができます。この場合にはできるだけサービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。